

コーポレート・ガバナンス報告書

2021 年5月 28 日

株式会社パパネッツ

代表取締役社長 伊藤 裕昭

問合せ先: 担当者 常務取締役 宮崎 恵子

電話番号 048-960-5088

URL <https://papanets.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「御用聴きカンパニーとしてお客様の困った事にお応えするように変化・発展しよう」との企業方針のもと事業活動を行っております。そのために、経営組織の仕組み及び体制の整備をおこない、経営の透明性の観点から、経営チェック監査機能の充実及び適切な情報開示を行うことが重要な経営課題であると認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社花明	80,000	46.38
中本 久富	31,900	18.49
伊藤 裕昭	14,500	8.41
二田 泰久	13,300	7.71
宮崎 恵子	12,100	7.01
柳澤 謙介	10,300	5.97
早坂 貴幸	10,300	5.97
松本寝具株式会社	100	0.06

※上記の割合については、少数点以下第3位を四捨五入をしております

支配株主名	株式会社花明・中本久富
親会社名	なし

3. 企業属性

上場市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	2月
業種	倉庫・運輸関連業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要とします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
武田 茂	公認会計士											△

※1 会社との関係についての選択項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
武田 茂	—	2017 年 12 月までは、同氏より株式公開コンサルタントを受けていたが現在は取引を解消、また、2019 年 5 月 22 日をもちまして社外監査役を辞任しております。従いまして社外取締役としての職務に支障が生じないと考えております。	同氏は、公認会計士の資格を有していることから、会計に関する広い経験と知識で社外監査役を担っていただき取締役として適正な助言が期待できるものと考えております。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は大会社ではないため会計監査人を設置していませんが、至誠清新監査法人との間で金融商品取引法に準じた監査契約を締結しており、随時、監査方針や監査実施状況に関する協議の場をもうけております。 また、当社では、現在までのところ独立した内部監査部門を設置していませんが、内部監査担当者との間で、監査実施状況に関して協議・連携を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名
------------------------	----

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
澤田 雪児	公認会計士													△
細川 律夫	弁護士													△
横塚 章	弁護士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a.上場会社又はその子会社の業務執行者
- b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d.上場会社の親会社の監査役
- e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i.上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j.上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
澤田 雪児	—	2017年12月までは、同氏より株式公開コンサルタントを受けていましたが現在は取引を解消しております。従いまして常勤監査役としての職務に支障が生じないと考えております。	同氏は、公認会計士の資格を有していることから、会計に関する広い経験と知識で適正な監査と助言が期待できるものと考えております。
細川 律夫	—	2018年3月より弁護士としての顧問契約を交わしておりましたが、2019年4月を持ちまして顧問契約を解消しております。従いまして	同氏は、弁護士の資格を有し、長年衆議院議員として活躍されていることから政治、法律に関する広い経験

		2019 年5月より社外監査役としての職務に支障が生じないと考えております。	と知識で適正な監査と助言を期待できるものと考えております。
横塚 章	—	—	同氏は、弁護士の資格を有し、法律に関する広い経験と知識で適正な監査と助言を期待できるものと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	0名
その他独立役員に関する事項	
該当事項ありません	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上へのインセンティブを高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的としてストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役(社外監査役)、従業員
-----------------	------------------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社では役員報酬及び監査役の総額をそれぞれ開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
---------------------	----

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役は現在不在の為、社外監査役に対しては、日常的に情報共有に努め、特に重要な案件については取締役会開催前に事前に報告などを行っております。
--

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1）取締役会

当社取締役会は、6名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

（2）監査役監査

監査役監査は、取締役会その他重要な会議へ出席し、経営の監視機能強化を図るとともに重要な決裁書類を閲覧し、職務執行及び意思決定について適法性を・適正性を監視しております。

（3）会計監査

当社は、Moore 至誠監査法人と監査契約を締結し、金融商品取引法第 193 条の2第1項の規定に基づき監査を受けております。なお 2021 年2月期において監査を執行した公認会計士は森脇淳氏、梅澤慶介氏の2名であり、いずれも継続 監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士5名、その他2名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由といたしましては、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

実施しておりません。

2. IR に関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報のほか、決算説明会資料等についても掲載していく予定です。	
IR に関する部署(担当者)の設置	管理本部にて対応しております	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施しておりません

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、会社法上の内部統制はもとより、金融商品取引法における内部統制の整備及び運用の充実を目指しております。現状においても、当社の企業規模に相応しい組織とそれに対応した適切で有効な内部牽制機能を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、設立から現在に至るまで反社会的勢力との関係は一切なく、今後も反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としております。また、反社会的勢力によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、組織として毅然とした対応を取ることを周知徹底しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に備え、「反社会的勢力対応マニュアル」が定められており、反社会的勢力への対応ルールを整備しております。また、取引先と締結する契約書等では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を一方的に解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

さらに、公益財団法人 埼玉県暴力追放センターの賛助会員になることで情報交換を密にし、反社会的勢力に関する情報の収集や管理を行っております。

V. その他

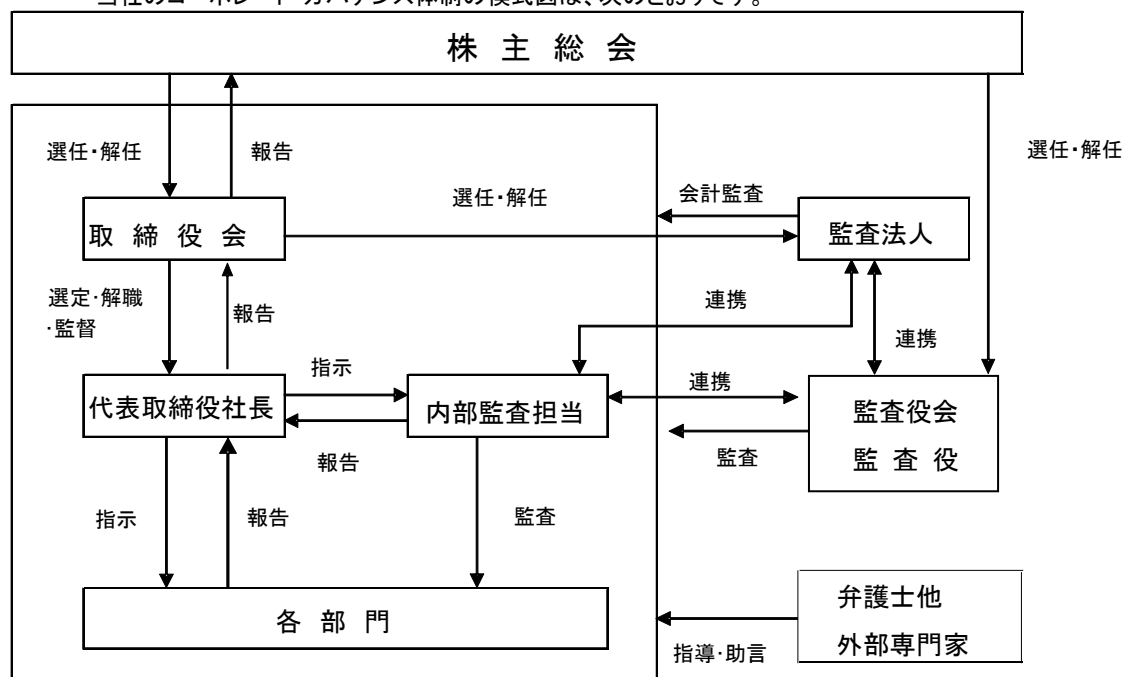
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

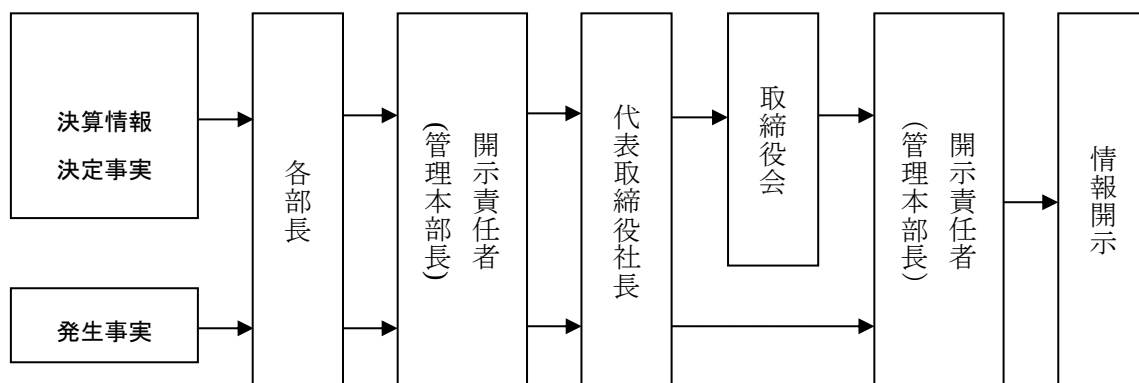
【模式図】

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



【適時開示体制の概要(模式図)】

当社の適時退治体制のフローは、次のとおりです。



以上